

第5号議案

容量市場 2023 年度追加オークション（対象実需給年度：2024 年度） の実施判断（不実施）について（案）

容量市場の追加オークションについては、業務規程第 32 条 21 の規定に基づき、実施の要否を判断することとしている。

第 78 回の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において、実需給断面で稼働する見込みが高い供給力により目標調達量が確保されていること、供給計画等を用いたエリア毎の個別電源の積み上げた結果や、社会コストの増大を抑制する観点等を総合的に勘案し、追加オークションは調達・リリース共に全国およびエリア個別でも実施しないことが審議された。

これを受けて、2023 年度追加オークション（対象実需給年度：2024 年度）については実施しないこととする。

また、別紙1のとおり、当機関ウェブサイトにて公表するとともに、容量市場システムより事業者に通知する。

〈参考 業務規程〉

（追加オークションの実施判断）

第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。

一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量

二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力

2 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。

3 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲

線」という。)又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」という。)の原案を策定する。

4 本機関は、前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。

5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。

6 本機関は、前項の規定により決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

以 上

【別紙】

別紙1：容量市場 2023 年度追加オークション（対象実需給年度：2024 年度）
の実施判断（不実施）について

【参考資料】

参考資料1：第78回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会
制度検討作業部会 資料4

容量市場 追加オークション（対象実需給年度：2024年度）の実施判断（不実施）について

本機関は、容量市場 追加オークション（対象実需給年度：2024年度）を実施する場合の準備として、2023年2月1日に募集要綱を公開し、2月14日より参加登録を受付して参りました。

今般、国の審議会である第78回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会において、追加オークションを実施しないことが審議されました。これを受けて、本機関の業務規程第32条の21（追加オークションの実施判断）に基づき、追加オークションを実施しないことを決定いたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、追加オークションに向けた参加登録にご対応いただき、誠にありがとうございました。今後も、容量市場の円滑な運営にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の対応として、期待容量の審査結果については予定通り5月16日までに通知いたします。

また、この度の追加オークション不実施の決定を踏まえ、容量確保契約約款（第13条 市場退出時の経済的ペナルティ）に基づく市場退出時の経済的ペナルティに係る返金対応については、対象となる事業者さまへ別途お知らせいたします。

業務規程

（追加オークションの実施判断）

第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。

- 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量
- 二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力

2 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。

3 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。

4 本機関は、前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。

5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。

6 本機関は、前項の規定により決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

参考

- ・ [第78回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会](#)